令和７年度被害者保護増進等事業費補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業の部
（健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援）
公募要領

制定 令和 ７年８月 19 日

令和７年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

TOPPAN 株式会社（以下「TOPPAN」という。）では、国土交通省から被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部：健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援）の交付決定（令和 7 年 6 月 19 日付、国自安第 31 号）を受け、自動車運送事業の運転者が睡眠時無呼吸症候群（SAS）、脳血管疾患、心疾患、視野障害等の主要疾患を未病段階で発見し、治療に繋げ、健康起因による事故を防ぐため、これらの主要疾患に係るスクリーニング検査を受ける場合の費用支援を行う事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は本公募要領を熟読のうえ、令和７年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）交付規程（令和７年７月 24 日付　国自安第 52 号）（以下「交付規程」という。）にしたがって手続を行っていただくようお願いいたします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、TOPPAN としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

したがって、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識をされたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 応募の申請者が TOPPAN に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

- 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施することがあります。補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、支払い済みの補助金のうち取消対象となった額を返還していただくことになります。

- なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

１．補助金の目的と性格

○　自動車運送事業の運転者が睡眠時無呼吸症候群（SAS）、脳血管疾患、心疾患、視野障害等の主要疾患を未病段階で発見し、治療に繋げ、これらの主要疾患に係るスクリーニング検査を受ける場合の費用支援を行う事業を実施することにより、健康起因による事故を防ぐことを目的としています。

○　不正、怠慢、虚偽の申請その他の不適当な行為をした場合、TOPPAN より改善のための指導を行うとともに、事態の重大な事案については、交付決定を取り消しすることもあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

２．補助対象事業の要件

（１）　補助内容

①　本事業は、国土交通大臣が補助対象として定めた検査（以下②補助対象検査）を自動車運送事業者が実施する事業を対象とします。

②　補助対象検査

要件に該当する検査は、補助金ホームページに補助対象検査として掲載されます。

補助対象検査名	主要疾患
ア．睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査	睡眠時無呼吸症候群（SAS）
イ．脳 MRI 健診（頭部 MRI 検査、MRA 検査）	脳疾患
ウ．頸動脈超音波検査（頸動脈エコー検査）、ABI 検査（四肢血圧脈波検査）、胸部単純 CT 検査、腹部単純 CT 検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査）	心疾患、大血管疾患
エ．視野障害検査（視力検査、眼底検査、眼圧検査）	視野障害

③　補助対象経費

ア．睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査に係る経費

イ．脳 MRI 健診（頭部 MRI 検査、MRA 検査）に係る経費

ウ．頸動脈超音波検査（頸動脈エコー検査）、ABI 検査（四肢血圧脈波検査）、胸部単純 CT 検査、腹部単純 CT 検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査）に係る経費

エ．視野障害検査（視力検査、眼底検査、眼圧検査）に係る経費

※検査機関、医療機関が実施する検査のうち、健康保険適用外であるものに限る。

（２）　補助対象検査は、令和７年４月１日から令和８年１月 30 日（申請受付途中で募集を終了する場合はその最終日）までに実施が完了し、支払いまで終了（事業が完了）していること。

３．補助対象事業者

本事業において、補助金の交付を申請できる者（補助対象事業者）は次の①の事業を営む法人又は個人の者とします。ただし、交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはいたしません。

① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営するものであって、以下のいずれにも該当する者。

ア．中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者（※）、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合である者（以下「中小企業等」という）。

※中小企業庁の解釈

運輸業における中小企業者は、以下のいずれかを満たすこと。

・資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社

・常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

イ．申請する日から過去 3 年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法のいずれかに基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていない者。

「行政処分」の情報については、以下の国土交通省ホームページにて検索することができます。

〇事業者の行政処分情報検索（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi

ウ．申請時点において、検査を実施する運転者の所属する営業所の届出（認可）総車両台数が 5 両以上である者。（個人タクシーを除く。）

４．補助金額等

（１） 補助対象検査の実施に要する経費の 1/2 とする。

（ただし、100 円未満の端数が発生した場合には 100 円未満の金額を切り捨てる。）

（２） 補助対象事業者あたりの上限については、50 万円とする。

５．申請者

補助金を申請できる者は、以下の各号における要件を満たさなければなりません。また、（５）、（６）については補助金優先採択（※）を希望する補助対象事業者が満たす要件となります。

※補助金優先採択とは、被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）の申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採用とする必要がある場合に令和７年度（又は令和７年）に賃上げに取り組むことを表明している申請者を優先的に採択するもの。

（１） 旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成 18 年 9 月 19 日付国土交通省告 示第 1087 号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成 18 年 9 月 19 日付国 土交通省告示第 1090 号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定していること。

（２） 当該検査の実施は、検査対象期間内であり、交付申請兼実績報告の提出時点において検査の実施

および支払いが全て完了（事業完了）していること。

（３） 同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。

（４） 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。

（５） 申請を行う年度の事業年度において、対前年度比で「給与総額」を1.5%以上増額させる旨を従業員に表明するとともに、賃上げ実績を示す書類を提出すること。

（６） 申請を行う年度の事業も暦年において、対前年比で「給与総額」を1.5%以上増額させる旨を従業員に表明するとともに、賃上げ実績を示す書類を提出すること。

６．申請先

令和７年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

７．申請受付

（１） 受付期間など

受付期間、予算額及び申請にかかる留意事項については以下のとおりです。

受付期間	留意事項
令和７年８月29日（金）10:00～ 令和８年１月30日（金）17:00 （留意事項参照）	・令和７年４月１日（火）～令和８年１月30日（金）までの間に、補助対象検査を実施し、支払いまで終了（事業完了）していること。 ・申請にかかる審査は、申し込み順に行います。 ・受付状況は、補助金ホームページで公表いたします。

（２） 申請の方法

申請は、申し込み順となります。

令和７年度被害者保護増進等事業費補助金事務局　補助金ホームページから

申請システムへログインし申請を行ってください。

〇令和７年度被害者保護増進等事業費補助金事務局　補助金ホームページ

URL：https://hogo-zoushin.jp/

※パーソナルコンピューター(PC)からの申請を推奨しており、スマートフォンやタブレット等の他のデバイスからの申請は動作保証外のため、途中で問題が発生しても責任は負いかねます。

８．補助金申請書等必要書類の提出

（１）補助金ホームページにログインして、申請システムに基づいて申請してください。

必要書類

① 交付規程様式第１の２号様式　交付申請書兼実績報告書（申請システムでの入力）

② 交付規程様式第１の２号様式（その２）　事業実施報告書（経費使用明細書エクセルファイル）

③ 交付規程様式第 10 号様式　請求書（第 14 条関係）（申請システムでの入力）

※請求申請時に、振込先の必要事項（口座名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号）がわかる書類も併せてご提出ください。

④ 別紙様式１　本補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書（申請システムでの入力）

⑤ 申請者に関する次の全ての書類の写し

ア．運送事業を営んでいることを証する書類

イ．申請者の資産、負債に関する書類

ウ．中小企業者等であることの書類

なお、ア．からウ．の書類は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年 3 月 31 日運輸省令第 21 号）第 2 条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年 11 月 29 日運輸省令第 33 号）第 2 条掲げる事業報告書の直近事業年度分等から「事業概要報告書」、「損益計算書」、「貸借対照表」の写しを添付すること。

⑥ 当該検査の実施に係る経費を示す領収書等の写し

ア．補助対象検査を実施している機関が申請者に発行したものであって、発行日が記載されているものに限る。

⑦ 当該検査の実施に係る経費を示す検査費用明細書等の写し

ア．補助対象検査を実施している機関が申請者に発行したものであって、発行日が記載されているものに限る。

イ．経費に補助対象外のものが含まれる場合は、内訳が明記されているものに限る。

⑧ 当該検査を実施した者が運転者として申請事業者に所属していることを示す人数分の雇用契約書の写し

ア．雇用契約書に運転者としての表記がなく、雇用契約書単体で運転者と示すことができない場合は、運転者であることを示す名刺等の他証明書の写しも併せて提出すること。

⑨ 補助金優先採択を希望する補助対象事業は、従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式２）、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」、または賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」

※一度提出された申請書等（電子ファイル）は、返却できませんのでご了承ください。

※TOPPAN は、必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

※申請受付後、電話により担当者に連絡することがありますので、ご承知おきください。

※病歴や検査結果に関する内容（要配慮個人情報）が記載された書類の写しは提出しないでください。

９．交付申請書兼実績報告書の審査

TOPPAN は、公正かつ透明性が確保された手続により以下について審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは交付決定及び額の確定を行います。

① 申請者が補助事業者の要件を満たしているか

② 申請に係る補助対象検査は「国土交通大臣が補助対象として定めた検査」（本補助金ホームページ上の「補助対象検査一覧」に記載のもの）であるか

③ 申請書の添付書類（申請者に関する書類、明細書、領収書等）は正しく記載されたものか

④ 必要な添付書面等が提出されているか

⑤ 導入された補助対象検査は、申請内容及び添付書類の内容と一致しているか

10．補助金の交付決定及び額の確定通知

補助金の交付決定及び額の確定については、当該申請者に申請システムにより通知します。

11．注意事項

（１） 補助対象検査に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。

（２） 補助金交付申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表を行います。

（３） 申請のあった順に受付を行いますが、予算額を超過する等の理由により、不受理となる場合がありますので、あらかじめご理解の程よろしくお願い致します。

（４） 予算額を超過する恐れがある場合でも申請システム上で受付を行うことがありますが、予算額超過後の申請については不受理とさせていただきます。

（５） 補助金ホームページにおいて、システム上で受付を行ったにも関わらず、不受理となる場合、担当者より速やかにご連絡致します。

（６） 補助金交付申請にあたり、受付担当者から補助金ホームページの申請システムに入力した事項や書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日からすみやかに不備等を補完し再度提出してください。TOPPAN が定める期日まで対応できない場合は、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で再度提出してください。なお、領収書等、支払いに係る書類の添付が確認できないものは、受付を行いませんのでご注意ください。

（７） 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請を取り下げていただくとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

（８） 補助事業者が以下の関係会社から補助対象機器等を調達（工事を含む。）する場合は、利益等排除の対象となりますので、TOPPAN に申し出てください。

① 補助事業者自身

② 100％同一資本に属するグループ企業

③ 補助事業者の関係会社

（９） 補助金優先採択を希望する者が、TOPPAN が定める期限までに賃上げ実績を示す書類を提出しなかった場合は、補助金優先採択を行いません。

（１０）いかなる場合でも病歴や検査結果に関する内容（要配慮個人情報）が記載された書類の写しは

提出しないでください。

12. その他

本要領に定めのない事項につきまして、TOPPAN は国土交通省と協議を行い、別途定めることとします。

（本件に関する問い合わせ先）
令和７年度被害者保護増進等事業費補助金事務局
電話 03-4446-4346

※受付時間：平日 午前９時～午後６時（※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く）

別紙様式１（運送事業者用）

令和７年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

宣 誓 書

当社は、令和７年度被害者保護増進等事業（健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援に限る）に係る申請において、以下について相違ないことを宣誓いたします。

○ 国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けません。

○「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」（平成 18 年 9 月 19 日国土交通省告示第 1087 号）または「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」（平成 18 年 9 月 19 日国土交通省告示第 1090 号）に基づく安全マネジメントを実施し、輸送の安全性の向上に努めています。

○ 申請する日から過去 3 年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法のいずれかに基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていません。

○ 提出した交付規程第１号様式（その２）のとおり検査を実施・支払いが完了し、補助事業が完了しています。

○公募要領に記載された補助対象事業の要件に合致しない事業や国土交通大臣が補助対象として定めた検査以外に要した経費を、補助対象検査および補助対象経費として申請しません。

令和 年 月 日

住 所

氏名及び名称

別紙様式２

令和７年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和７年度（又は令和７年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）1.5%以上引き上げることを表明いたします。
また、以上のことについて従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
住 所
氏名及び名称

以上の内容について、我々従業員は、下記のとおり代表者より表明を受けました。

記

表明を受けた日 令和 年 月 日
表明の方法

令和 年 月 日
事業所名称
従業員代表 氏名
給与又は経理担当者 氏名

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、募集要領に定める期限までに、当該年に給与総額が前年と比べ1.5%以上増加した旨の分かる当該事業年度の「法人事業概況説明書」をTOPPANに提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類をTOPPANへ提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合には、募集要領に定める期限までに、当該年に給与総額が前年と比べ1.5%以上増加した旨の分かる当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」をTOPPANに提出してください。

３．上記１．又は２．に関する書類が公募要領に定める期限までに提出されなかった場合は、被害者保護増進等事業費補助金交付申請及び実績報告の優先採択対象外となります。